

下呂市告示第 195 号

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関を次のとおり指定し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月1日

下呂市長 山 内 登

1 指定金融機関

名称	取りまとめ店
飛騨農業協同組合	下呂支店

2 収納代理金融機関

名称	取りまとめ店
益田信用組合	本店営業部
株式会社十六銀行	下呂支店
株式会社大垣共立銀行	高山支店
高山信用金庫	下呂支店
関信用金庫	金山支店
八幡信用金庫	金山支店
株式会社ゆうちょ銀行	名古屋貯金事務センター